

平成 28 年度  
事業計画書（変更）

公益財団法人 柔道整復研修試験財団

# 平成28年度 事業計画書（変更）

## 1 第25回柔道整復師国家試験の実施

柔道整復師法第13条の3の規定に基づく指定試験機関として同法第10条の試験事務を行う。

(1) 試験実施日 平成29年3月5日（日）予定

(2) 試験地 北海道、宮城県、東京都、愛知県、石川県、大阪府、広島県、香川県、福岡県及び沖縄県を予定。

## 2 柔道整復師の免許登録事務の実施

柔道整復師法第8条の2の規定に基づく指定登録機関として同法第6条の登録事務及び免許証の交付等の事務を行う。

## 3 柔道整復師国家試験改善の検討

前回の国家試験改善から更に10年を経た現在、現行国家試験を振り返り、国民に信頼される柔道整復師の資格付与としていくため、柔道整復師国家試験改善検討委員会において国家試験改善の検討を昨年に引き続き行う。

## 4 柔道整復師国家試験出題基準の改定

柔道整復師国家試験改善検討委員会の報告書をもとに、出題基準検討委員会にて出題基準改定の検討を行う。

## 5 認定実技審査の実施

(1) 認定実技審査制度説明会の実施（新設校等に対する説明会の実施）

1) 開催日 平成28年7月21日（木）13時～

2) 場所 日本柔道整復専門学校

東京都渋谷区桜丘20-1

(2) 認定実技審査員の派遣

柔道整復師養成施設指導ガイドライン（旧柔道整復師養成施設指導要領）に基づく実技能力の審査のため、該当校に審査員を派遣する。

派遣計画等は認定実技審査委員会で検討する。

1) 審査日（予定）平成28年11月3日（木）11月6日（日）  
11月13日（日）11月27日（日）  
12月4日（日）

2) 場所 受審者が所属する各養成施設 92校

## 6 柔道整復師卒後臨床研修の実施

柔道整復師として、医学や医療の急速な進歩発展に対応するため、卒後の一定期間に外来施術に対応できる治療技術の修得、幅広い知識と高度な技術の修得等を通じ資質の向上を図ることとして平成17年4月から実施している。

### (1) 卒後臨床研修修了者の公表

研修を修了した柔道整復師については、引き続き財団ホームページ上で公開し、卒後臨床研修修了者の存在を世に広めるとともにこの制度の普及を図っていく。

### (2) 研修内容に関するアンケート調査

研修の質向上のため、研修修了者及び未修了者に対し研修内容に関する調査を引き続き行う。

### (3) 認定卒後臨床研修指導柔道整復師の実技審査

学校養成施設を卒業後に、当財団が平成17年度以降実施している卒後臨床研修を未修了であったが、卒後臨床研修の指導に熱意を有する者に、研修修了認定者と相同的の資格を付与して指導者となつていただくことを目的として、認定卒後臨床研修指導柔道整復師の実技審査を引き続き行う。

(開催日：平成28年6月19日（日）13時～)

### (4) 臨床研修指導者支援等のための講習会

#### 1) 技術講習会

卒後臨床研修指導者及び卒後臨床研修修了者等に対し、診察・整復・固定・包帯分野の基本的技術を中心とした講習を行う。

#### 2) 臨床研修指導者講習会

臨床研修指導者の研修指導能力向上を図るための講習を行う。

## 7 認定柔道整復スポーツトレーナー更新講習会

スポーツ科学講習会は、柔道整復師がスポーツ活動の支援体制の一員として積極的に参加し、貢献できるために必要な知識と技術を習得することを目的とし、生涯教育の一環として平成6年から平成17年度までの間に全国23会場において合計12回実施している。

平成18年より、受講修了者のうち希望する方には認定柔道整復スポーツトレーナーの認定証を交付しているが、認定期間が平成28年9月30日までとなっているため、更新講習会を実施する。

### (1) 開催時期 平成28年8月中旬（予定）

### (2) 場 所 未定

## 8 財団事業について今後のあり方等の検討

国家試験以外の財団事業について、代表理事を座長とした常務理事会を中心とした検討会において、今後のあり方等を検討する。

### (1) 研修の拡充について

医療人研修講座及び臨床研修指導者支援等のための技術講習会・研修指導者講習会並びに認定柔道整復スポーツトレーナー更新講習会について柔道整復師の受講対象者の拡大を図るなど公開化を検討する。

また、これらの受講に関しポイント化を併せて検討する。

### (2) 医療職種の質保証について

資格の免許管理、登録管理のあり方が世界的レベルで議論されている。医療職種の資格管理の団体の国際会議が2年に一度開催されている。2016年はメルボルンで開催される。国際会議で海外の事例収集も行いながら柔道整復の資格管理について論点抽出を行う。

## 9. 文部科学省委託事業による柔道整復師養成施設の第三者評価導入に関する調査の実施

医療者としての適格性や生涯学習能力を備え、「患者安全」を守りうる柔道整復師を養成できるか否かは、3年間学生を教育し続ける学校教育の質に左右されることから、学校教育の質を国民が判断することが可能となるよう学校教育の質に対する第三者評価を導入していくことについて、モデル実施を行うことにより第三者評価の在り方等について調査を行う。

(モデル実施校)

柔道整復師養成施設 92校のうち2校

(財源)

文部科学省 職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進事業委託費